東京都 差別解消支援地域協議会 部会(第3回)資料

ころなか たいおう あたらしいにちじょうせいかつ ごうりてきはいりょ ていきょうとう コロナ禍に対応した新しい日常生活における合理的配慮の提供等について

- 1 はじめに(合理的配慮の基本的な考え方について)
- 障害者差別解消法は、行政機関に対し、値をの場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う貧損が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めています。
- 令和3年6月、改正障害者差別解消が公布され、公布の日から起算して3年を超えない 範囲内において政令で定める日から施行されます。改正障害者差別解消法においては、事業者による合理的配慮の提供を義務化しています。
- 合理的配慮の考え方は、障害者権利条約の「他の者との平等」の考え方が重要です。 障害のある方は、ある目的に対して、障害の特性に応じて、障害のない方とは異なる手段 や方法を選択することで、障害のない方と平等な結果を得られるようになります。
- また、「共生社会」の本来の旨的は、「お互いの人権や尊厳を大切にし支え合う」社会であり、合理的配慮の提供を行う中でも、ご本人にとって、必要であり理にかなった支援とならなければいけません。そのため、ご本人に対し、まず「①本人の意思の確認」「②達設的対話」「③合意形成に基づいた支援の提供」という段階を踏みながら行っていくことが重要です。
- 合理的配慮の提供は、障害の特性や具体的場面によって異なる、多様で個別性の高いものです。障害者が実際に置かれている状況を踏まえ、選択しうる手段や方法について、「過量な負担」を停うものかどうか、様々な要素を考慮することが必要です。そして、対方の建設的対話による相互理解を通じ、代替措置の選択も含め、素軟に対応がなされることが必要です。なお、いわゆるバリアプリー化や情報保障のための機器の導入を行うこと等は、「環境の整備」として、「合理的配慮の提供」とは異なる概念になり、努力義務とされています。
- また、合理的配慮の提供にあたっては、下記事項に留意することが必要です。
- ・事務または事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと。
- ・ 合理的配慮の内容等は、可能な限り当ま者に直接確認していくこと。あくまでも建設的対話の主体は障害者ご本人であるとの認識を持つことが大切です。
- ・合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変更すべきものであるこ

- 2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う新たな日常生活の課題と対応について
- ① 新たにできたルール
- ・ 新塑 ラ う チ う い え え が 数 症 の 酸 染 拡 大 を 受 け、 身体 的 距離 の 確保等、 新 た に で き た ルール が あ り ま す。 こ う し た ルール は、 障害 特性 に よって は 理解 す る こ と や 対 応 す る こ と が 難 じ く 、 障害 者 に とって 社会的 障壁 に な る こ と が あ り ま す。
- ・ 差別の意図はなくとも障害特性への理解がなかったがために、結果的に差別してしまうことがあります。
- ・ そのような事態にならないためにも、障害特性を理解し、柔軟な発想で適切な対応(臭な)な場合におけるルールの変更・調整等)を考えていくことが大切です。
- ② 店舗等における飛沫感染防止の観点から、人との接触を最小限にするための体制
- ・ 学まで有人対応だったものが、 多ッチばれる必等のシステムに代わったことで、 画面が 見えない、 あるいは見づらいことや操作方法がわからないがために、 学までよりも質い物 や手続きが難しくなり困ったという事例もあります。
- ・また、質い物や手続きの際に、困ったことがあったとしてもすぐに聞ける従業員が見当たらず、十分な質い物や手続きができず困ったという事例もあります。
- ・ガイドライン等に基づき、感染防止対策を徹底したうえで、過重な資担にならない範囲でできるだけサポートをお願いします。なお、多数の方が同様の合理的配慮の提供を求めている場合は、環境の整備の考え方に基づき、検討をしていくことが大切です。
- 3事例集について
- この事例集は、新型 ヨロチウイルス酸染症の酸染拡大を受け、視覚障害者がソーシャルディスタンスを適切に取れるような誘導や、マスクを著作した会話の際の聴覚障害者への配慮など、ヨロチ禍での新じい音常を踏まえた障害者への合理的配慮について、社会の理解を深めていただくための指針とすべく作成しました。
- 事例葉に掲載している事例は、都案例により設置した「東京都広域支援和談員」や他 首告体、関係機関から寄せられたものを掲載しており、提供いただいた芳にご迷惑が掛 からないよう、一部改編した上で掲載しています。
- また、障害特性や対応のポイントの参考資料として、都で作成している前子「障害者 差別解消法ハンドブック」及び「障害者差別解消に関する積談事例集」、ホームページ 「ハートシティ東京」を紹介しています。
- さらに、対応例に加えて、対応のポイント、参考事例等を掲載しています。
- なお、本事例集に掲載しているものは、あくまで例示であり、個々の状況に応じて建設的に対話し、双方が合意できる代替手段を模索することが重要であることにご留意いただきますようお願いいたします。